

帯広市パートナーシップ制度

性的指向や性自認に伴う差別や偏見から、生きづらさを抱えている方々があります。

日常生活の困難や生きづらさの軽減をはかり、性のあり方に関わらず、誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指します。

帯広市パートナーシップ制度とは？

本制度は、婚姻関係にはないものの、継続的に共同生活を行う同性カップルなどの二人の関係を帯広市が受け止め、公的に認める仕組みです。帯広市の制度であるため法的な効力はありませんが、当事者の方々の安心感につながることや、パートナーが「家族（配偶者）」として受けられるサービスが広がることを目指しています。

【登録証・証明書の提示により受けられる市のサービス例】

- ・ 就学援助の手続きを、パートナーが行うことができます。
- ・ 税証明の申請を、パートナーが委任状なしに行うことができます。
(住民票上同一世帯である場合)



子に関する届け出

申請者の一方又は双方と生計を一にする未成年の子がいる場合、希望に応じて、登録証・証明書に子の氏名を記載できます。(記載できる範囲は、実子・養子・里子) また、子が満 15 歳に達している場合は、お子さん本人が、登録証・証明書に記載された子の氏名の削除を申し立てることができます。

登録証・証明書

制度を利用するお二人が、両者の関係を説明し、理解を得るため、登録証・証明書を提示することがあります。(登録制度・証明制度の2種類があります。)パートナーの方について、登録証・証明書を提示された場合や、入所申込書の続柄欄に「パートナー」と記載されている場合は、懇談会や行事など、可能な範囲で保護者と同様のご対応をお願いします。

▼パートナーシップ登録カード (イメージ)

【表面】

登録番号 第 号

パートナーシップ登録カード

氏名 氏名
生年月日 生年月日

上記両名は、帯広市パートナーシップ制度の登録者であることを証明します。

年 月 日

帯広市長

【裏面】 このカードを提示された皆様へ

このカードは、互いを人生のパートナーとすることを帯広市に登録した方々に交付しているものです。
皆様には、サービスの提供等にご協力をいただくとともに、お二人の関係について、ご本人の同意なく、他に伝えることのないようにご注意ください。

戸籍上の氏名

氏名 氏名
生年月日 生年月日

子の氏名

氏名 氏名 氏名
生年月日 生年月日 生年月日

※登録証に有効期限はありません。登録抹消時には、市が回収致します。また、登録抹消されたにも関わらず回収に応じない場合、市ホームページへ登録番号を公開しますのでご確認ください。

おねがい事項

○個人情報保護のため、帯広市から各施設に利用者についての情報提供は行いませんので、登録証・証明書の提示がなければ、誰が利用者なのかは判別できません。各施設におかれては、帯広市が作成した「多様な性に関する職員ガイドライン」を参考に、当事者の方々が周囲にいることを念頭に置いた対応をお願いします。



○パートナーシップ制度は、国や北海道が定めるルール等を変更するものではありませんので、ご注意ください。

○パートナーシップ制度を利用している場合、入所判定や保育料の算定などについて「ひとり親家庭」以外の世帯と同様の取り扱いとしますので、参考までにご承知おきください。

参 考

★児童の声

発表会の時、男の子は彦星役、女の子は織姫役に分けられてイヤだった…

男の子と女の子に分かれるときに、どっちに行ったらいいか迷っちゃう…

お人形さんで遊んでいたら「女の子みたい」と言われて悲しかった…



ライオンや車のシールが欲しかったのに、ウサギやお花のシールしか選ばせてもらえなかった…

物心ついた時から、「女の子だから」「男の子だから」という、周囲の決めつけに悲しい思いをしている子がいるかもしれません。性別による決めつけをしないよう心掛けましょう。

※注意事項※

性的指向や性自認について、本人の同意がないまま他の人に伝えることをアウトティング（暴露）といいます。お二人の関係について、本人の同意なく、他に伝えることのないようご注意ください。

第三者に情報を伝えなければならない場合は、「伝えてよい人は誰なのか」「どの程度まで話してよいか」を必ずご本人に確認してください。

問い合わせ先：帯広市 市民福祉部 地域福祉室 市民活動課 男女共同参画係

住所：帯広市西5条南7丁目1番地 電話：0155-65-4134

Eメール：danjyo@city.obihiro.hokkaido.jp